

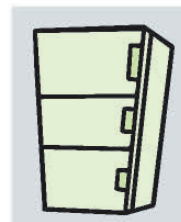
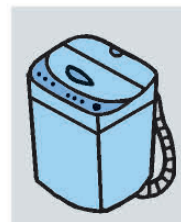
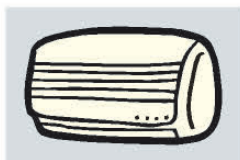
市では収集
できないもの

①家電リサイクル対象品目

「家電リサイクル法」の対象4品目は、家電メーカーによるリサイクルが義務付けられているため、市では収集できません。下記の方法で処理してください。

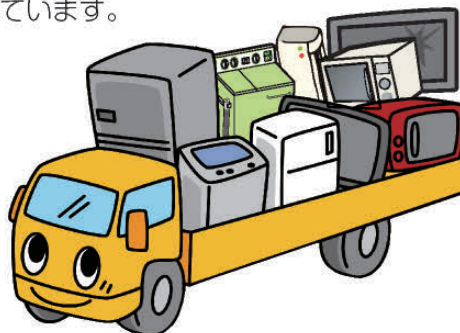
【家電リサイクル対象品目】

- テレビ(ブラウン管式、プラズマ式、液晶式)
- 洗濯機・衣類乾燥機
- 冷蔵庫・冷凍庫
- エアコン



〈家電リサイクル券センター〉 ☎ 0120-319640
IP電話などでつながらない場合:03-5249-3455(有料)
受付時間:9時~18時(日、祝日を除く) ホームページ:<https://www.rkc.aeha.or.jp>

※家電リサイクル券センターでは、料金の問い合わせ、
払い込み方法から排出の仕方までをご案内しています。



【処理の方法】

○家電販売店に引き取りを依頼する場合

- ・購入した店か、買い替えをしようとする店に、リサイクル料金と収集運搬料金を支払い、引き取りを依頼します。

○廃棄物許可業者に引き取りを依頼する場合

(買い替えしない場合、購入店がわからない場合)

- ・廃棄物許可業者に、リサイクル料金と収集運搬料金を支払い、引き取りを依頼します。

○郵便局でリサイクル券を購入し、下記へ直接持ち込む場合

(買い替えしない場合、購入店がわからない場合)

持ち込み先		
(株)豊和商事	長岡市新組町字筒場2474-1	☎ 24-6322
日本通運(株) 中越支店	長岡市要町1-4-44	☎ 36-4400